

## 多色ペンライト事件

審決取消請求事件

令和3年10月6日判決（知財高裁） 令和2年（行ケ）第10103号

キーワード：動機付け／引用発明の課題の認定

担当 弁理士 菅野 裕之

### 1. 事案の概要

原告は、名称を「多色ペンライト」とする発明に係る特許（特許第5608827号）の特許権者であり、被告が平成31年3月19日、特許庁に本件特許について無効審判請求（無効2019-800025号）をしたところ、特許庁は、原告の訂正を認めた上で本件特許を無効とする審決を行った。そこで、原告は、令和2年9月4日、本件審決の取消しを求めて本訴を提起した。

### 2. 結論

審決取消

### 3. 本件特許

発明の名称：多色ペンライト

特許番号：第5608827号

登録日：平成26年 9月 5日

出願日：平成26年 1月 27日

### 4. 本件発明

【請求項1】（下線は訂正箇所）

発光色を照らすカバーで覆われた発光部と、把持部とを有し、

前記把持部は、

赤色発光ダイオード、緑色発光ダイオード、青色発光ダイオード、黄色発光ダイオード及び白色発光ダイオードを備える光源部と、

前記光源部の各発光ダイオードの発光を個別に制御する制御手段を有し、

前記制御手段により前記各発光ダイオードを単独で又は複数発光させることで特定の発光色が得られるように構成し、

前記特定の発光色は複数得られ、

前記複数得られる特定の発光色には、少なくとも、前記白色発光ダイオードから単独で発せられる光により得られる発光色、前記白色発光ダイオードから発せられる光とそれ以

外の1つ又は2つの発光ダイオードから発せられる光とを混合して得られる発光色、前記黄色発光ダイオードから単独で発せられる光により得られる発光色、及び、前記黄色発光ダイオードから発せられる光とそれ以外の1つ又は2つの発光ダイオードから発せられる光とを混合して得られる発光色、の全ての発光色が含まれ、

前記白色発光ダイオードから得られる発光色は、前記白色発光ダイオードが単独で発光することにより得られる白色の発光色、及び、前記白色発光ダイオードとそれ以外の1つ又は2つの発光ダイオードから発せられる光が混合することにより得られる発光色であり、

前記黄色発光ダイオードから得られる発光色は、前記黄色発光ダイオードが単独で発光することにより得られる黄色の発光色、及び、前記黄色発光ダイオードとそれ以外の1つ又は2つの発光ダイオードから発せられる光が混合することにより得られる発光色であり、

前記各発光ダイオードから発せられる光を集光、混色し、これにより得られた発光色で前記カバーの側面及び上部の全体を照らすための発光色補助手段が前記光源部の近くに該光源部を覆うように設けられ、

乾電池又はボタン電池を電源とすることを特徴とする多色ペンライト。

## 5. 争点

### (1) 甲1発明の課題の認定判断の誤りの有無

## 6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

### (1) 本件審決の認定判断の誤りの有無について

#### ア 甲1発明の課題の認定について

##### (ア) 黄色の発色

甲1には、「イエロー系」、「イエローとライトイエローの違いが分かりづらいです。」（4頁の上から5枚目の写真の上下）と記載されているところ、この記載からは、甲1製品において、「イエロー」と「ライトイエロー」の色の相違が判別し難いという問題があることは認められる。しかし、上記の記載の前提として、「イエロー」は、色票等ではなくペンライトの「ライトイエロー」との比較がされているにとどまる上（上記写真）、色の相対的な判別の問題と、一般的に各色の基準とされている色（色票の該当色）にどれだけ近い色を出しているかという発色の問題は異なるから、「イエロー」と「ライトイエロー」の色の相違が判別し難いという上記の問題は、「イエロー」が一般的に黄色の基準とされている色にどれだけ近い色を出しているかという発色の問題とは異なる。

（略）また、甲1製品と対比された他社のペンライトが、甲1製品よりも、一般的に黄色の基準とされている色に近いことを裏付ける客観的な証拠はない。そのため、甲1の写真に基づいて、「イエロー」が一般的に黄色の基準とされている色にどれだけ近い色を出しているかを判断することはできず、甲1の写真を根拠に、「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題があると認定することはできない。

その他の甲 1 の記載によっても、甲 1 に、「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題が内在しているという課題が示されていると認めることはできない。

そうすると、「イエロー」と「ライトイエロー」の各発色の色の違いを明確に識別することができないという問題は、「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題が内在しているということもできるとする本件審決の判断（略）は誤りである。

(イ) 演色性

本件審決が甲 1 発明の課題に関して認定する「演色性」は、発色のバランスを崩れないようにすることや、全体が綺麗に光るようにすること（略）、多くの色彩の選択肢を提供すること（略）であり、甲 2 に記載された技術事項として認定された「演色性」、すなわち、照明された物体の色が自然光で見た場合に近いか否かという、一般的な意味での「演色性」（略）とは異なる。

イ 甲 2 に記載された技術事項の認定

（略）

ウ 相違点 1 に係る本件発明 1 の構成のうちの「黄色発光ダイオード」及びその「発光色」の容易想到性

（略）甲 1 発明と甲 2 に記載された技術事項は、技術分野が完全に一致しているとまでいえず、近接しているにとどまるから、甲 1 発明に甲 2 に記載された技術事項を採用して本件発明 1 を想到することが容易であるというためには、甲 1 発明に甲 2 に記載された技術事項を採用するについて、相応の動機付けが必要であるというべきである。

本件審決は、甲 1 発明に甲 2 に記載された技術事項を採用する動機付けがあり、甲 1 発明に甲 2 に記載された技術事項を採用して本件発明 1 を容易に想到することができたと判断する前提として、甲 1 発明に、「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題が内在しているという課題があり（略）、甲 1 発明に、演色性を向上させるという、甲 2 と共に課題があると認定した（略）。しかし、前記ア(ア)のとおり、甲 1 発明に、「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題が内在しているという課題があるとする本件審決の認定は誤りであるし、また、本件審決が甲 1 発明の課題に関して認定する「演色性」（略）は、甲 2 に記載された技術事項として認定された「演色性」、すなわち、照明された物体の色が自然光で見た場合に近いか否かという、一般的な意味での「演色性」とは異なる（前記ア(イ)）。

そうすると、本件審決は、甲 1 発明に甲 2 に記載された技術事項を採用する動機を基礎づける甲 1 発明の課題の認定を誤っているものであり、また、甲 2 に記載された技術事項の内容（略）、甲 1 発明と甲 2 に記載された技術事項の技術分野相互の関係（略）を考慮すると、甲 1 発明には、甲 2 に記載された技術事項と共通する課題があるとは認められず、そのため、甲 1 発明に甲 2 に記載された技術事項を採用する動機付けがあるとは認められない。

以上